

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで
私の国民年金保険料は、妻が妻自身の分と一緒に役場で毎月納付してくれていた。私は、昭和40年1月に国民年金に加入して以来ずっと納付していたはずであるのに61年10月から6か月だけ未納になっているのは考えられない。当時、確定申告の際に1年間の納付証明書をもって確定申告した記憶がある。申立期間が未納になっているのは納付できないので今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、会社退職後に1か月の未納期間はあるものの、申立期間を除く加入期間はすべて納付している上、農業者年金基金に加入し、同基金の加入者として申立期間を除く国民年金加入期間の付加保険料もすべて納付済みである。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を除き国民年金加入期間はすべて納付しているとともに、申立人の厚生年金保険加入に伴う妻自身の国民年金被保険者の種別変更手続も適切に行われていることから、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、社会保険庁の被保険者記録から、平成3年12月に申立人に対し過年度納付書が発行されたことは確認できるが、当該納付書発行対象期間については既に納付済みであるとともに、申立人の妻が納付したとする申立期間に係る保険料額は当時の保険料額と一致している。加えて、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、夫の分と一緒に役場で国民年金保険料を毎月納付した。結婚後、滞りなく納付しているはずであるのに昭和 61 年 10 月 から 6 か月だけ未納になっているのは考えられない。当時、確定申告の際に 1 年間の納付証明書をもらって確定申告した記憶がある。申立期間が未納になっているのは納得ができないので今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後は、申立期間を除く加入期間についてはすべて納付済みである。

また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫も、厚生年金保険との切替え時に 1 か月の未納期間はあるものの申立期間を除きすべて納付しているとともに、農業者年金基金加入以降の付加保険料も申立期間を除きすべて納付済みであることから、夫婦分の保険料を納付していたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、社会保険庁の被保険者記録から、平成 3 年 12 月に申立人の夫に対し過年度納付書が発行されたことは確認できるが、当該納付書発行対象期間については既に納付済みであるとともに、申立人が納付したとする申立期間に係る保険料額は当時の保険料額と一致している。加えて、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案630

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和47年に結婚した時、夫から国民年金のことを聞かれ、今まで未加入であったことを話すと、「国民年金に加入していないと老後の生活が大変なことになる。妹も国民年金発足当時から納付してやっているので、その時期に合わせて^{さかのぼ}遡って納付しておく。」と言われ、36年4月まで^{さかのぼ}遡って納付してもらったはずである。

ところが、社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認すると昭和42年からの加入となっており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間は、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金制度発足当初から加入し、納付期限内に保険料納付し、農業者年金基金加入者として国民年金付加保険料も併せて納付しているなど、申立人の夫の国民年金制度への理解の高さがうかがえる。

また、申立人の夫が^{さかのぼ}遡って申立人の保険料を納付したとする昭和47年2月ごろは、第1回目の特例納付実施期間である上、納付したと主張する保険料額（6万円から7万円）は、当時、申立期間を含む36年4月から47年3月までの保険料額5万8,500円とおおむね一致する。

さらに、申立期間を納付したとする昭和47年ごろには、申立人の居住地では婦人会などの納付組織による国民年金保険料の集金が行われており、申立人の夫は、当時、集金人に、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から納付し

ていた妹と同じように妻に対しても同年4月まで^{さかのぼ}遡って保険料を支払うことの依頼をしたことも明確に記憶していることから、その集金人が特例納付保険料を預かったことが推察でき、役場においても、「集金人の立場からその対応は考えられることである。」としている。

加えて、申立人の夫は、「当時は事業が順調で、日雇人に支払う日当や原料の購入資金として50万円から60万円は常に準備していた。」と述べており、申立期間の保険料を特例納付することは可能な状況であったものと推認できる。

一方、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月26日に払い出され、同日付で申立期間後の42年4月から44年12月までの保険料が特例納付されていることが確認できる。このことから、申立人の加入手続と同時に保険料が納付されたことは確認できるが、この時点において、申立人の国民年金の受給要件を満たすためには少なくとも41年3月まで^{さかのぼ}遡って納付する必要がある、それに満たない42年4月から特例納付をしたとされている行政側の記録に不合理な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初より国民年金に任意加入し、未納無く保険料を納付し続けている。昭和45年11月に付加年金制度に加入した以降は、61年3月まで付加保険料も納付し続けている。申立期間について、定額保険料のみの納付になっているが、付加保険料を合わせて納付しているので、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、適用準備期間から国民年金に加入し、国民年金制度が開始された昭和36年4月以降、国民年金保険料の未納は無い上、45年11月に付加年金制度に加入しており、申立期間を除き、61年3月まで付加保険料を納付し続けていることから、国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人は、納付組織に定額保険料と合わせて付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が当時居住していたA町では、納付組織により保険料を集金していたことが推認される上、昭和50年1月から納付書方式が開始されており、申立期間①の前後の期間で、保険料の納付方法に変更は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫は、同一事業所に44年間継続して勤務し、申立期間①の前後の期間の標準報酬月額に変動は無い上、住所地の移動も無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①について、その前後の期間と同様、付加保険料も

含めて納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。一方、申立期間②について、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和 52 年 7 月に申立期間②の保険料を過年度納付したことが確認でき、申立期間②の付加保険料については、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社に社名変更）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和38年4月1日に入社し、平成10年8月29日に定年退職するまで、同一会社に勤めているので、被保険者期間は繋がっていない。同社C工場での実習期間の終了日が昭和38年6月30日なので、資格喪失日を7月1日に訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

会社から提出のあった在籍証明書及び人事異動通知並びに雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社C工場から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和61年9月は28万円、昭和62年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成13年7月から同年11月までの期間、14年2月から同年9月までの期間、15年2月、同年4月から同年8月までの期間、16年2月、同年5月、同年6月、同年8月、17年10月、18年1月、同年4月及び同年7月は41万円、13年12月、14年1月及び17年2月は38万円、14年10月から同年12月までの期間、15年3月、同年9月から同年12月までの期間、16年3月、同年4月、同年7月、同年9月から同年12月までの期間、17年3月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、18年2月、同年3月、同年5月、同年6月及び同年8月は44万円、15年1月、16年1月、17年1月及び同年7月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から平成18年9月1日まで

給与から控除されている保険料に見合う標準報酬月額と社会保険庁に届け出ている標準報酬月額が相違している。会社は、社会保険庁へ報酬月額を過少申告し、保険料はそれよりも高い金額で控除して、その差額を取り込んでいたようである。特に、平成13年からの過少申告がひどい。会社設立当初から過少申告していたという第三者の証言もある。適正な標準報酬月額に訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、昭和61年9月及び62年9月の申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、61年9月は28万円、62年9月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成13年7月から18年8月までの期間の申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成13年7月から同年11月までの期間、14年2月から同年9月までの期間及び15年4月から同年8月までの期間は41万円、14年10月から同年12月までの期間、15年3月、同年9月から同年12月までの期間、16年3月、同年4月、同年7月、同年9月から同年12月までの期間、17年3月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、18年2月、同年3月、同年5月、同年6月及び同年8月は44万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成13年12月、14年1月及び17年2月は38万円、15年1月、16年1月、17年1月及び同年7月は36万円、15年2月、16年2月、同年5月、同年6月、同年8月、17年10月、18年1月、同年4月及び同年7月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和 45 年 9 月から平成 13 年 6 月までの期間（昭和 61 年 9 月及び 62 年 9 月を除く。）については、給与明細書等の資料が保管されている期間は、一部の期間（昭和 60 年 1 月から 63 年 12 月までの期間及び平成 10 年 11 月から 13 年 6 月までの期間）のみではあるものの、当該期間の給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額がほとんどの期間で一致していることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた被保険者が所持する給与明細書を検証した結果、平成 13 年 6 月以前については、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額はほとんどの期間で一致していることから、申立人についても、入社当初から社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超える保険料控除があったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 45 年 9 月から平成 13 年 6 月までの期間（昭和 61 年 9 月及び 62 年 9 月を除く。）については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年4月から同年8月までの期間、16年5月及び17年1月は24万円、15年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間及び17年7月は26万円、16年1月は22万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月、18年1月及び同年7月は28万円、17年9月、同年11月、同年12月、18年2月から同年6月までの期間及び同年8月は30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成15年4月から18年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月7日から18年9月1日まで
入社時から、会社は社会保険庁に給与を過少申告しており、標準報酬月額が実際の報酬より低いことがわかった。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年4月から同年8月までの期間は24万円、15年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は26万円、16年9月から同年12月ま

での期間、17年2月から同年6月までの期間及び同年8月は28万円、17年9月、同年11月、同年12月、18年2月から同年6月までの期間及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、16年1月は22万円、16年5月及び17年1月は24万円、17年7月は26万円、17年10月、18年1月及び同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年7月、14年2月から同年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、15年2月から同年5月までの期間、16年2月、同年11月及び同年12月は41万円、13年8月、同年11月、同年12月、14年6月、15年6月から同年8月までの期間、16年4月、同年6月、同年9月、17年3月及び同年4月は38万円、13年9月、同年10月、14年10月、16年7月、同年8月及び17年6月は36万円、15年1月及び16年10月は30万円、15年11月及び17年5月は34万円、15年12月及び16年3月は44万円、16年5月及び17年2月は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成13年7月から17年6月まで（14年1月、15年9月、同年10月、16年1月及び17年1月を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から17年7月26日まで
平成13年7月から、標準報酬月額が急に低くなっており、標準報酬月額が実際の報酬より低いことがわかった。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台

帳において確認できる保険料控除額から、平成 13 年 7 月、14 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、同年 12 月、15 年 2 月から同年 5 月までの期間、16 年 11 月及び同年 12 月は 41 万円、15 年 12 月及び 16 年 3 月は 44 万円とすることが妥当である。

一方、賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成 13 年 8 月、同年 11 月、同年 12 月、14 年 6 月、15 年 6 月から同年 8 月までの期間、16 年 4 月、同年 6 月、同年 9 月、17 年 3 月及び同年 4 月は 38 万円、13 年 9 月、同年 10 月、14 年 10 月、16 年 7 月、同年 8 月及び 17 年 6 月は 36 万円、15 年 1 月及び 16 年 10 月は 30 万円、15 年 11 月及び 17 年 5 月は 34 万円、16 年 2 月は 41 万円、16 年 5 月及び 17 年 2 月は 32 万円とすることが妥当である。

また、平成 14 年 1 月、15 年 9 月、同年 10 月、16 年 1 月及び 17 年 1 月については、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超えているものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額あるいは下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年5月、同年6月、同年8月、同年10月、同年11月、14年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、15年5月から同年7月までの期間、16年2月、同年6月、同年11月、同年12月、17年2月、同年3月、同年5月、同年9月及び同年10月は34万円、13年7月、同年9月、14年1月、同年5月、同年12月、15年4月、同年8月、16年5月、同年10月、17年7月、18年2月及び同年6月は32万円、13年12月、15年11月、16年1月、同年9月、17年1月、同年6月及び18年7月は30万円、14年10月、同年11月、15年2月、同年3月、同年9月、同年10月、同年12月、16年3月、同年4月、同年7月、同年8月、17年4月、同年8月、同年11月、同年12月、18年3月及び同年8月は36万円、18年1月及び同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年5月から18年8月まで（15年1月及び18年4月を除く。）の申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月14日から18年9月1日まで
昭和62年に入社し、給与は少しずつ上がっていたにもかかわらず、年金記録を確認すると、平成13年から急に標準報酬月額が低くなっている。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 13 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 11 月、14 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間及び 15 年 5 月から同年 7 月までの期間は 34 万円、14 年 10 月、同年 11 月、15 年 2 月、同年 3 月、同年 9 月、同年 10 月、同年 12 月、16 年 3 月、同年 4 月、同年 7 月、同年 8 月、17 年 4 月、同年 8 月、同年 11 月、同年 12 月、18 年 3 月及び同年 8 月は 36 万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成 13 年 7 月、同年 9 月、14 年 1 月、同年 5 月、同年 12 月、15 年 4 月、同年 8 月、16 年 5 月、同年 10 月、17 年 7 月、18 年 2 月及び同年 6 月は 32 万円、13 年 12 月、15 年 11 月、16 年 1 月、同年 9 月、17 年 1 月、同年 6 月、18 年 7 月は 30 万円、16 年 2 月、同年 6 月、同年 11 月、同年 12 月、17 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 9 月及び同年 10 月は 34 万円、18 年 1 月及び同年 5 月は 28 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 1 月及び 18 年 4 月については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超えているものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額あるいは下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成13年7月及び同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月から14年10月までの期間は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、15年1月は32万円、同年2月は41万円、同年3月は36万円、同年4月から同年10月までの期間は41万円、同年11月は36万円、同年12月は41万円、16年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、17年1月は32万円、同年2月から同年6月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年7月から17年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日から同年8月1日まで
② 平成13年7月1日から17年7月31日まで

昭和54年に入社し、給与は少しずつ上がっていたにもかかわらず、年金記録を確認すると、平成13年から急に標準報酬月額が低くなっている。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書、賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 17 年 7 月の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成 17 年 7 月の保険料の納付義務の履行については、事業主は申立てに係る資格喪失日の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、未納であったことを認めていることから、事業主が同年 7 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 13 年 7 月、同年 8 月及び同年 11 月から 14 年 9 月までの期間は 38 万円、14 年 11 月、同年 12 月、15 年 2 月、同年 4 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月、16 年 3 月、同年 7 月、同年 9 月及び同年 12 月は 41 万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成 13 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円、14 年 10 月は 38 万円、15 年 1 月は 32 万円、15 年 3 月及び同年 11 月は 36 万円、16 年 1 月は 34 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円、17 年 1 月は 32 万円、同年 2 月から同年 6 月までの期間は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年7月から同年12月までの期間、14年2月から同年9月までの期間、15年4月から同年8月までの期間、16年10月、17年10月、18年4月及び同年7月は34万円、14年1月、16年1月、同年5月及び17年1月は32万円、14年10月から同年12月までの期間、15年3月、17年9月、同年11月、同年12月、18年2月、同年3月、同年5月及び同年8月は38万円、15年2月、同年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、17年2月から同年8月までの期間及び18年6月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年7月から18年8月まで（15年1月及び18年1月を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から18年9月1日まで

平成13年7月から、標準報酬月額が急に低くなっており、標準報酬月額が実際の報酬より低いことがわかった。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び

賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 13 年 7 月から同年 12 月までの期間、14 年 2 月から同年 9 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 8 月までの期間は 34 万円、14 年 10 月から同年 12 月までの期間、15 年 3 月、17 年 9 月、17 年 11 月、同年 12 月、18 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 8 月は 38 万円、15 年 9 月から同年 12 月までの期間、16 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、同年 12 月、17 年 2 月から同年 8 月まで期間は 36 万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成 14 年 1 月、16 年 1 月、同年 5 月及び 17 年 1 月は 32 万円、15 年 2 月及び 18 年 6 月は 36 万円、16 年 10 月、17 年 10 月、18 年 4 月及び同年 7 月は 34 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 1 月及び 18 年 1 月については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超えているものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額あるいは下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成14年10月、同年12月、16年10月、17年1月、同年3月、同年5月、同年7月、同年9月から18年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月は26万円、16年9月、同年11月、同年12月、17年4月、同年6月及び同年8月は28万円、18年7月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年10月、同年12月及び16年9月から18年8月までの期間（17年2月及び18年2月を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から18年9月1日まで
平成14年10月から、標準報酬月額が実際の報酬より低い期間があることがわかった。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成14年10月、同年12月、17年9月から18年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月は26万円、16年9月、同年11月、同年12月、17年4月、同年6月及び同年8月は28万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成 16 年 10 月、17 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 7 月は 26 万円、18 年 7 月は 24 万円とすることが妥当である。

また、平成 14 年 11 月、15 年 11 月、17 年 2 月及び 18 年 2 月については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超えているものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、平成 15 年 1 月から 16 年 8 月（15 年 11 月を除く。）までの期間においては、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成18年4月から同年6月までの期間及び同年8月は19万円、同年7月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年4月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年9月1日まで
平成18年4月に入社した時から、標準報酬月額が実際の報酬より低いことがわかった。適正な標準報酬月額に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年4月から同年6月までの期間及び同年8月は19万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成18年7月は18万円とすることが妥当である。

また、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成元年10月から2年9月までは17万円、2年10月から3年6月までは19万円、3年7月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月16日から3年10月1日まで

社会保険事務所から連絡があるまでは、標準報酬月額が訂正されていたことを全く知らなかったし、会社からも説明を受けなかった。在職中は、訂正前の標準報酬月額くらいの給与をもらっていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成元年10月から2年9月までは17万円、2年10月から3年6月までは19万円、3年7月から4年1月までは24万円と記録していたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年3月16日）より後の同年4月23日付けで、申立人を含む7人について標準報酬月額を元年10月16日に遡^{そきゅう}及して訂正され、申立人の標準報酬月額については、元年10月から3年9月までを11万円に引き下げている。しかし、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成元年10月から2年9月までは17万円、2年10月から3年6月までは19万円、3年7月から同年9月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 2 月まで

昭和 59 年ころに自分で国民年金の加入手続をし、妻の保険料と一緒に約 2 年分の保険料をまとめて納付した記憶があるが、申立期間について、妻は保険料が納付済みであるのに対し、私は未納となっている。

私の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 9 月 14 日に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳の被保険者となった日の欄にも、「5. 9. 14 届出」の押印が確認できることから、申立期間は、これらの処理を受けて社会保険事務所が同年 10 月 4 日に記録を追加したことにより被保険者期間となったものである。

また、社会保険庁のオンライン記録で氏名検索を行っても、平成 5 年の払出しのほかに申立人に該当する記録は無く、申立期間に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した 5 年の時点では、申立期間は、時効により制度上保険料が納付できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を妻の保険料と一緒に一括して納付したと述べているが、A 市が保管する申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの保険料を 61 年 10 月 28 日に、59 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 62 年 1 月 7 日にそれぞれ過年度納付し、また、昭和 60 年度の保険料を現年

度納付した記録があり、当該期間について、申立人の妻は少なくとも3回以上に分けて保険料を納付しており、一括して納付したとする申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人には、申立期間以外にも、6つの期間で合計151か月の未納期間が認められ、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻についても、合計161か月の未納期間が認められる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入するのが義務であると認識しており、会社を離職した後、直ぐに国民年金に加入し、夫が厚生年金保険に加入している期間も国民年金に任意加入し保険料納付を続けた。昭和 58 年 6 月 8 日に国民年金の加入資格を喪失しているが、そのような手続を行った覚えは無く、保険料納付を続けた。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金が未加入となっている理由は思い当たらないと述べているものの、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は昭和 58 年 6 月 8 日をもって国民年金被保険者資格を喪失したとされているため、申立期間については、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料の納付は行い得なかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となったが、社会保険庁の記録によると、この手続が行われたのは平成 9 年 9 月であり、申立人には、この手続の記憶が無い。仮に、申立人が申立期間において国民年金に任意加入していたとした場合、61 年 3 月以前に社会保険庁から申立人へ第 3 号被保険者手続をするための現況届書が送付されているはずであり、この手続が約 10 年も遅れることは考え難く、このことから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をどのような方法で納付していたかについての記憶も定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年7月まで

私は、昭和38年2月から同年7月までの間、A市のB社に勤務していた。そのころ、B社では、まだ社会保険が適用されていなかったが、当時の給与明細書が残っており、申立期間について、健康保険料と厚生年金保険料が控除されている。B社に問い合わせると、当時、国民健康保険料と国民年金保険料を給与から控除していたらしいということを知った。保険料を控除されているのだから、調査した上で国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B社において給与から国民年金保険料を控除されていたと主張しており、本人が保管している当時の給与支払明細書の控除額の厚生年金の欄に100円と記入されていることが確認できる。しかし、申立人は、昭和51年2月16日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、払出日より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、B社の国民健康保険料を扱っていたC国民健康保険組合からは、国民年金の保険料は扱っていなかったという回答を得ている。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、申立期間に申立人が居住していたというA市D区に住民票の住所が移動されたのが、昭和38年12月となっており、それ以前の住民票の住所はE県にあったと考えられ、申立期間においてはA市で国民年金に加入することも国民年金保険料を納付することもできなかったと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月までの期間、58 年 1 月から平成 3 年 7 月までの期間、10 年 2 月及び 12 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 58 年 1 月から平成 3 年 7 月まで
③ 平成 10 年 2 月
④ 平成 12 年 7 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 52 年 4 月ごろに、母に勧められて国民年金の加入手続をして、申立期間①の保険料を納付していた。申立期間②については、私の姓や住所が何度か変わっているが、毎月納付書により保険料を納付しているはずである。申立期間③については、厚生年金保険に加入していた元夫が平成 10 年 2 月に厚生年金保険を喪失しているため、私も同年 2 月まで第 3 号被保険者だったはずである。私は、平成 12 年 6 月に離婚して、同年 7 月に役場に離婚の手続に行った時に、申立期間④の保険料を納付した。金額が大きかったため、今後は保険料を払えないと思って、免除申請をした記憶がある。申立期間①から④までの期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20 歳になった昭和 52 年 4 月に申立人の母親から勧められて国民年金に加入したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 5 月 18 日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、加入手続をしたその月から保険料を納付したと主張していることから、さかのぼって保険料を納付したとは考え難いため、申立内容とは符合しない。

申立期間②については、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人が昭和 57 年 12 月に A 市へ転居した

時の住所変更の手續及び58年5月にB市へ転居した時の住所変更の手續について、社会保険事務所が職権で住所変更を行った記録があり、申立人も住所変更手續をした記憶はないと主張していることから、申立人は、当時国民年金の住所変更の手續を行わなかったと推認される。また、国民年金保険料は基本的に住民票のある市区町村でしか納付することができなかったことから、少なくとも58年5月にB市へ転居後は国民年金の住所変更の手續をしなければ国民年金保険料を納付することができなかったと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の資格喪失日が昭和59年1月14日になっており、申立人が同年1月に婚姻した後、当時の配偶者が厚生年金保険に加入していたことから、申立人は強制加入では無くなったため、資格喪失手續に基づき、59年1月から61年3月までの期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料は納付できなかったとみるのが自然である。

加えて、昭和61年4月1日からは法改正により未加入期間ではなくなったが、国民年金の納付状況については記憶が不明確であり、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、元配偶者の厚生年金保険が平成10年2月27日喪失となっていたので、申立人も同年2月までは第3号被保険者であったはずと主張しているが、制度上、元配偶者の厚生年金保険期間は同年1月までであり、申立人の第3号被保険者期間も同年1月までである。

申立期間④については、申立人は離婚の手續に役場に行った時に、3か月の国民年金保険料を納付したが、保険料が高かったので、今後は納付できないと思い免除申請をした記憶があると主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成12年10月からの免除申請が受理をされた同年12月に国民年金第3号被保険者の期間訂正が行われている。この訂正は、申立人の元配偶者が厚生年金保険に加入していた勤め先を退職し、再度新たな勤め先で厚生年金保険に加入するときに、申立人も第3号被保険者の種別変更届又は種別確認届を役場又は市役所へ提出しなければならないが、申立人はこの手續を行わなかったため、記録上、平成4年2月に元配偶者が勤め先の事業所にて厚生年金保険に加入した時から、記録を訂正する12年12月まで、同事業所にて第3号被保険者のままであったため、元配偶者の記録に合わせて申立人の記録を訂正し、離婚の時点までさかのぼって種別変更の処理を行ったものであり、離婚手續をした同年6月の時点で国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年7月までの期間、53年4月から54年3月までの期間並びに平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年7月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 平成元年4月及び同年5月

私は、義理の弟が昭和48年4月に国民年金に加入すると聞いたので、それをきっかけに国民年金に加入した。申立期間②については、昭和53年4月に会社を退職し、その後、保険料を納付した。申立期間③については、夫の分と一緒に年末に保険料を支払っているのに、私の分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、義理の弟が加入したので夫婦一緒に加入したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫及び義理の弟の納付状況について、申立期間①は未納となっており、申立内容とは符合しない。

申立期間②について、申立人は、夫の保険料と一緒に納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、夫の納付状況について、申立期間②は未納となっており、申立内容とは符合しない上、社会保険事務所

が保管する申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 53 年度の備考欄には「催告 54. 7. 10」と押印されているのが確認できる。

申立期間③について、申立人は、夫の保険料と一緒に納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、夫は、平成元年度分を平成 2 年 4 月 23 日に現年度納付しており、一方、申立人は、元年 6 月から翌年 3 月までの保険料を 3 年 7 月 3 日に過年度納付していることから、元年度については、夫婦一緒に納付しておらず、申立内容とは符合しない上、3 年 7 月 3 日の納付日からすると、申立期間③は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年11月まで

私は、平成元年3月に大学を卒業し、同年4月に就職したが、非常勤講師であったため、国民年金に加入し、同年4月から同年6月までの3か月分の保険料を納付した。その後、口座振替の手続をしたが、その手続の期間が必要であったため、平成元年7月から同年11月までの5か月分の保険料を一括で納付した。しかし、年金記録を調べたら、未納になっており、納得ができないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月に就職し、非常勤講師になった時、国民年金に加入し、同年4月から同年6月までの3か月分の保険料を納付し、その後、口座振替の手続をしたが、その手続の期間が必要であったため、同年7月から同年11月までの5か月分の保険料を一括で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2年4月11日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金収滞納一覧表によると、申立人の納付状況は、平成元年度には記載が無く、2年度及び3年度の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、平成元年度分については、平成元年4月から同年6月までの3か月分の保険料は3年5月22日に過年度納付されており、元年12月から2年3月までの4か月分の保険料は4年1月16日及び同年1月20日に過年度納付されていることから、元年7月から同

年11月までの5か月分については時効により保険料が納付できなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 20 日から 58 年 10 月ごろまで
昭和 52 年 8 月から 58 年 10 月ごろまで、トラックドライバーとして現在はA社に社名が変わったB社に勤務していた。平成 19 年に社会保険事務所で3回調査してもらった結果、最初の3か月間の記録が判明したが、実際は33歳(昭和58年)ごろまで勤務しており退職時まで毎月保険料を引かれていた。調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、当該事業所において、昭和52年8月30日に資格を取得し、同年11月20日に資格を喪失している上、健康保険被保険者証が同年12月13日に返納されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、当該事業所は、昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、同事業所については、現在、A社に社名変更しているとしているが、法人登記簿により、A社はB社が社名変更した事業所では無く、新たに設立された会社であることが確認できる上、A社の事業主は、「当社で申立人が勤務していたことはない。」と証言している。

加えて、B社の元同僚からも、「申立人が勤務していたとする期間が相違している。」、「申立人のことは覚えていない。」など申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間において、社会保険事務所が保管しているB社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立

人の被保険者原票は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 21 日から同年 11 月 20 日まで

A社B支社で働いていた時の昭和 54 年 11 月の給与支給分について、前月に大きい契約を獲得し給与に反映されたので、給与手取り額が 23 万円くらいであったと記憶しており、その金額に応じた厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る「厚生年金保険料徴収台帳」によると、申立人が当該事業所に勤務していた全ての期間における申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所に保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

また、A社の説明によると、「申立人のように営業職員が大きな契約をとった場合、標準報酬月額の改定に関係する昇給昇格（固定的賃金の変動）の時期は翌年度の4月であり、4月から6月までの3か月間の給与実績が7月からの標準報酬月額の改定（随時改定）に反映されることになるため、年度の途中に社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料以上の保険料を給与から控除することは無い。」としている。

さらに、同被保険者原票によると、申立期間前後にA社B支社に入社している元同僚の標準報酬月額の随時改定の時期は、当該事業所が説明しているとおり、7月に随時改定されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額

が不合理である事情はうかがえない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

昭和 37 年 2 月から 3 月まで、A 社の社長が経営していた「B 事業所」で勤務していた。その後、37 年 4 月から 11 月まで同じく A 社の社長が経営していた C 事務所内の「D 事業所」で勤務した。上記両事業所で勤務していたことは間違い無く、「D 事業所」の直後に異動した A 社での厚生年金保険の記録はあるのに、上記両事業所での記録が無いのはおかしい。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できないので、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が記憶している当時の就業時の状況と A 社の事務担当者及び C 事務所の職員の証言が符合することから判断して、申立人は、申立期間に、申立人が述べている「B 事業所」及び「D 事業所」に勤務していたことは推認できる。

また、A 社の事務担当者からの「当社の会社沿革資料に E 事業所を運営していたとする記載がある。」とする証言及び C 事務所の職員からの「当時の当事務所の状況を知る者から聞いたところ、当時、所内には F という名称の事業所があり、A 社が運営していたとのことである。」とする証言により、申立人が勤務していたとする「B 事業所」及び「D 事業所」は、それぞれ「E 事業所」及び「F 事業所」という事業所名であったことが考えられる。

しかし、上記 4 つの事業所名により社会保険事務所の記録を確認したところ、いずれの事業所についても厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記両証言により、申立人が勤務していたとする両事業所は A 社の

経営であったことも推認できる。このことから、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②の直後の昭和37年12月の申立人に係る当該事業所における記録は確認できるものの、申立期間①及び②の期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

さらに、A社において申立ての事実を確認できる関連資料は保管されていない上、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
私は、育児のために退職をしたが、年金をかけておくと将来のためにいいと聞いていたので、脱退手当金は受給しなかった。受給した記憶は無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所を昭和 40 年代に退職した同僚のうち、脱退手当金の受給資格のある者 7 人の支給記録を調査したところ、3 人に脱退手当金の支給記録が確認できる一方、受給していない 4 人のうち 3 人は資格喪失後 7 か月以内に厚生年金保険に加入し、残りの 1 人は資格喪失後すぐに国民年金に加入し保険料を納付している。

また、申立人は、資格喪失後、一部強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。